

提案第18号

合併協定項目37 商工・観光関係事業の取扱いについて

合併協定項目37 商工・観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 3 月 24 日提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

商工・観光関係事業の取扱いについて

- 1 観光事業については、関係団体と連携し、新市の観光資源を有効に活用し観光振興を図る。
- 2 観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないよう現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、内容・期日等が類似しているものについては、関係団体と連携し、合併後1年以内を目標に再編する。
- 3 観光パンフレットについては、新市に移行後、速やかに再編する。
- 4 商工業については、関係団体と協力し各地域の商工業の振興を図るよう調整する。
- 5 消費者行政
 - (1) 消費生活相談業務については、相談体制の整備・充実を図るため、合併後、消費生活相談窓口及び消費生活相談員を設置する。
 - (2) くらしの相談員は、合併時に廃止する。